（単位：円）

行政サービス実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
創業・新事業支援業務費	7,978,591,429		
経営基盤強化業務費	13,969,163,754		
経営環境対応業務費（再生等）	5,559,398,661		
経営環境対応業務費（共済）	979,388,448,196		
一般管理費	5,009,365,700		
財務費用	8,457,265		
雑損	962,167		
臨時損失	445,094,233		
法人税、住民税及び事業税	41,262,500	1,012,400,743,905	
(2)　（控除）自己収入等			
貸付金利息収入	△ 6,736,826,200		
出資金収益	△ 4,042,097,439		
指導研修事業収入	△ 914,925,424		
不動産関係事業収入	△ 2,641,770,800		
受託収入	△ 187,264,054		
債務保証料収入	△ 5,685,258		
共済事業掛金等収入	△ 871,906,573,690		
資産運用収入	△ 210,646,593,479		
雑収入	△ 1,855,398,743		
財務収益	△ 1,197,517,820		
雑益	△ 219,263,903		
臨時利益	△ 6,000,466,932	△ 1,106,354,383,742	
業務費用合計			△ 93,953,639,837
Ⅱ　損益外減価償却相当額			507,269,813
Ⅲ　損益外減損損失累計額			416,834,920
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			175,627,293
Ⅴ　引当外賞与見積額			18,709,238
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△ 257,760,660
Ⅶ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	710,836,815		
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	1,631,244	712,468,059	
Ⅷ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 337,957,036
Ⅸ　行政サービス実施コスト			△ 92,718,448,210

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂。以下、「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、独立行政法人会計基準第43（注解39）の規定については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

（一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定）

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く。）

（一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～52年
構築物	２年～42年
機械装置	６年～10年
車両運搬具	２年
工具器具備品	２年～20年

(2)　無形固定資産（リース資産を除く。）

（一般勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	５年～10年

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

(3)　リース資産

（一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4)　特定の償却資産

（一般勘定、産業基盤整備勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定）

有形固定資産及び無形固定資産のうち、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。